

鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

1 計画策定の背景と趣旨

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の考え方に注目が集まっています。

「地域福祉計画」は、地域福祉の推進に向けた目標とともに、自治体と地域住民等の役割や責務を具体化することなどによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための包括的な支援体制の整備など、目指す地域の実現に向けた地域福祉の推進を図るための計画です。

鳥栖市では、平成29年3月に「第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しておりますが、計画策定から5年が経過した現在の状況を踏まえ、地域福祉をより一層推進し、すべての市民が地域社会で安心して生活できる社会を実現していくため、「第4期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

2 これまでの計画について

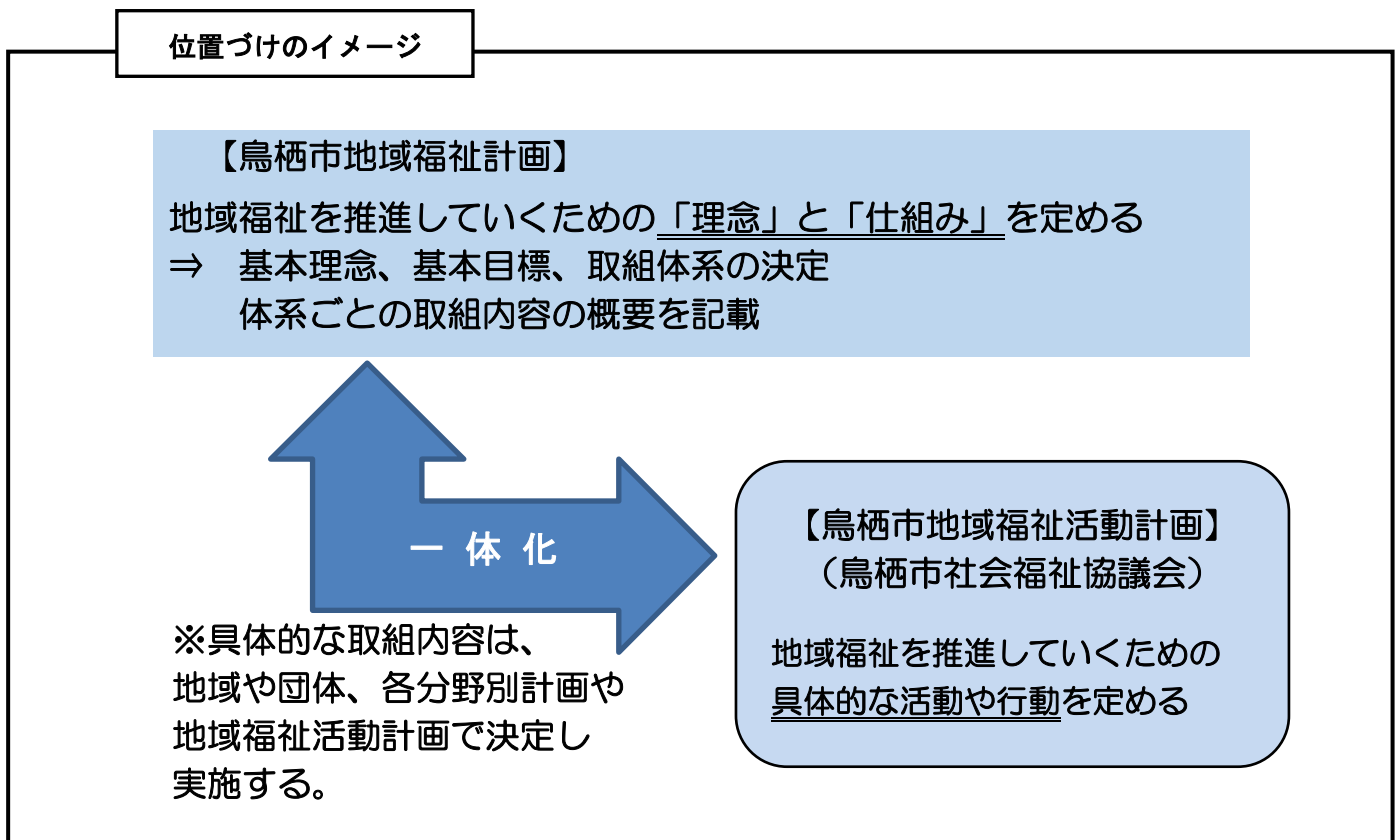
地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、その計画を実行するための活動や行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、共通の目的を持つものであるため、この二つの計画を一体的なものとして策定。

(1) 地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づき、本市における「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人のつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画。

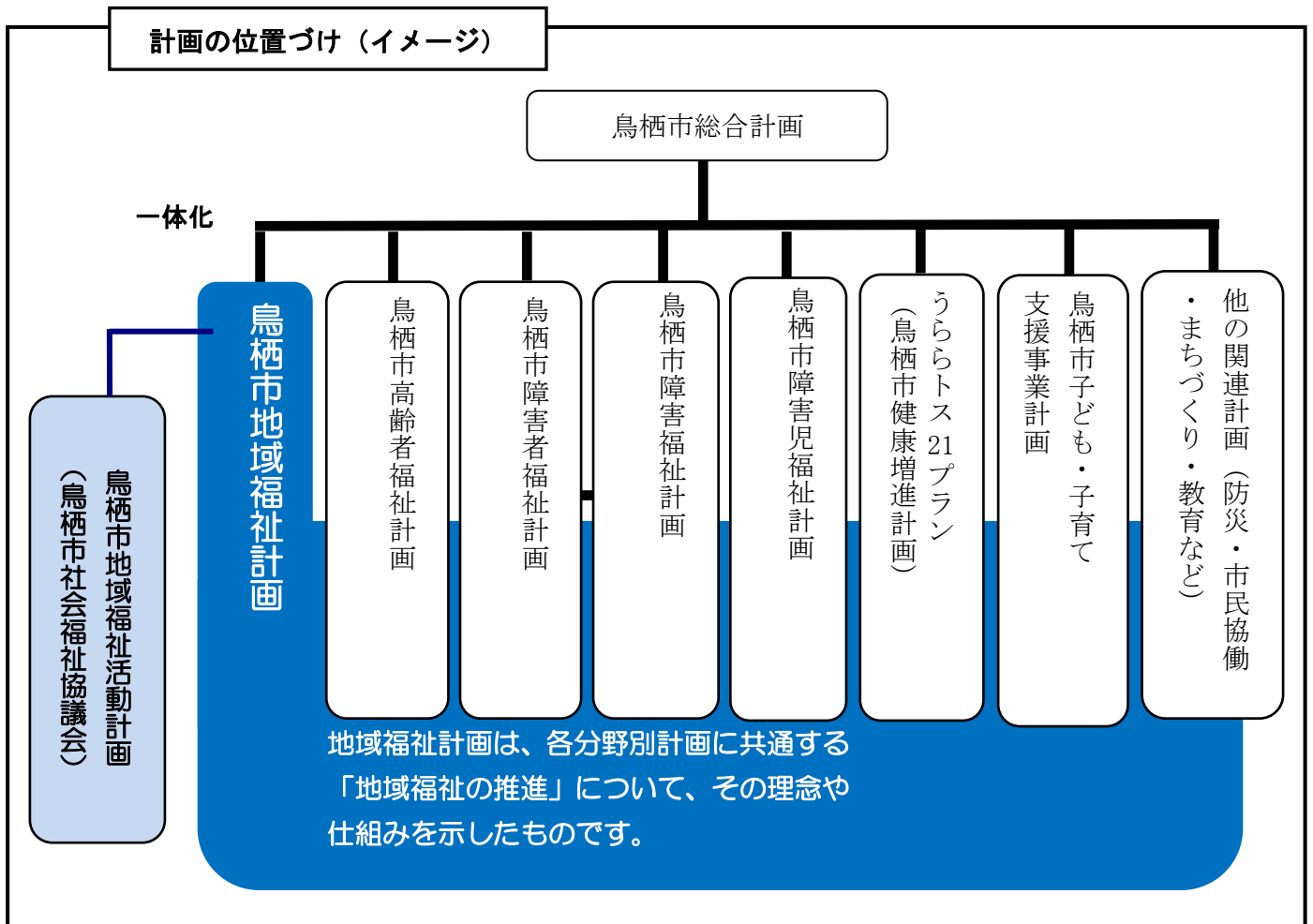
(2) 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に基づき、市社会福祉協議会が策定するものであり、「鳥栖市地域福祉計画」との整合性を図りながら、すべての市民やボランティア団体、福祉サービス事業者等の民間の団体が相互に協力して、地域福祉を推進していくことを目的とする活動・行動計画。



(3) 各計画との関係

第6次鳥栖市総合計画を上位計画として、縦割りの各福祉関連計画や、防災、市民協働、まちづくりなどの他の関連計画と連携し、整合性を図りながら策定。



3 第4期計画について

(1) 計画に盛り込むべき事項（法第107条）

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項《新規》
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項《新規》
 - ・住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備等
 - ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
 - ・市町村における包括的な相談支援体制の構築

※社会福祉法の改正と地域福祉計画

改正社会福祉法第107条では、計画の策定について任意とされていたものを努力義務にするとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

（平成29年12月12日付け厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」より）

【参考】改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 計画期間

第4期の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間の予定です。

H19～H23	H24～H28	H29～R3	R4～R8
第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画

4 第4期計画策定スケジュール(案)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
幹事会(庁内)	①			②				③		④				⑤
推進会議(庁内)	①			②				③		④				⑤
策定委員会(市民等)		①		②					③					④
事務局		アンケート			座談会					パブコメ				

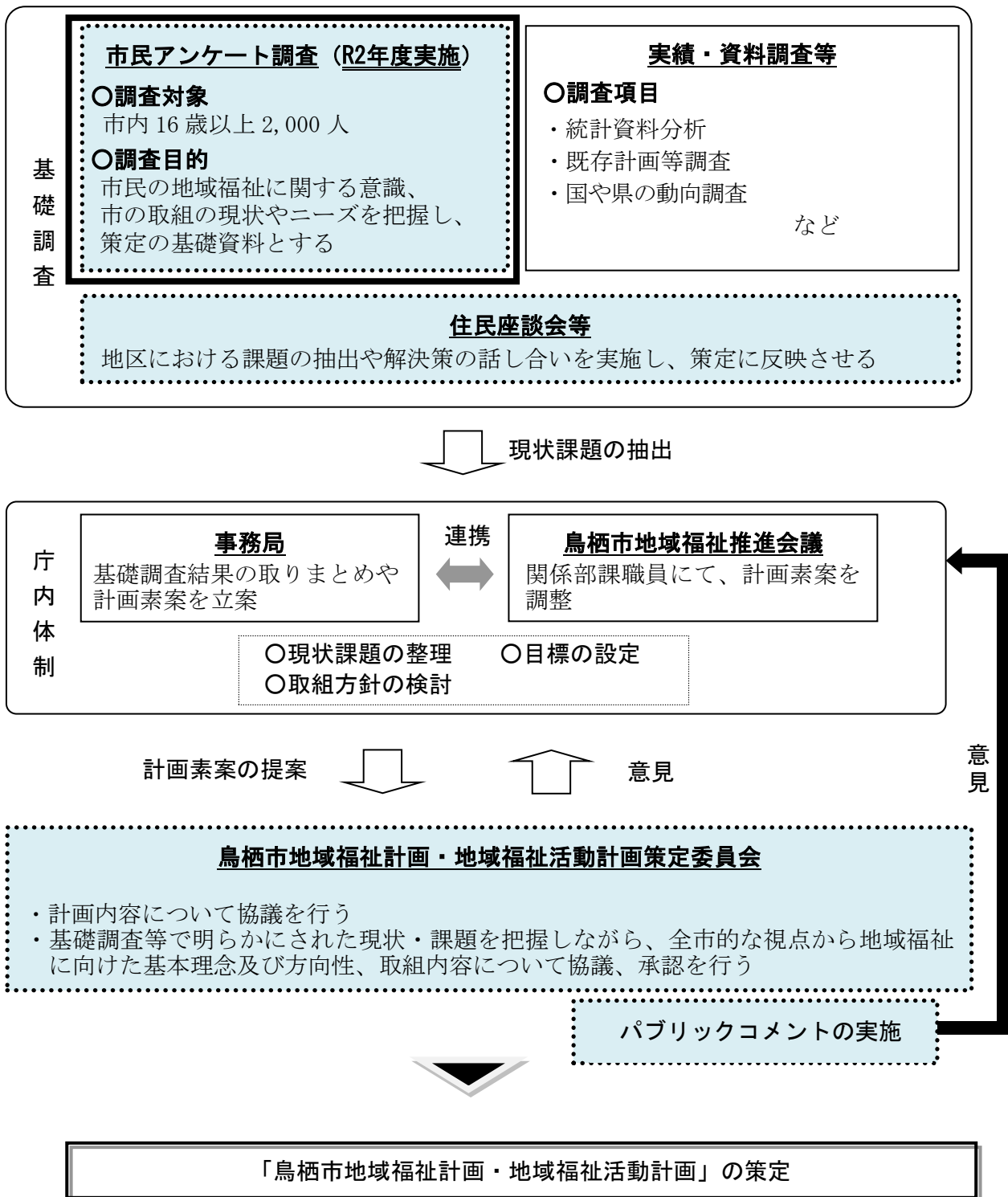
第4期地域福祉計画の流れ

※変更の可能性あり



※ 議題は、予定のものを記載

5 計画の策定体制(案)



※ は、市民参加による策定プロセス